

お詫びと訂正

令和2年7月に発行しました「令和2年度市（町・村）税条例（例）」に誤りがありましたので、お詫びいたしますとともに下記のとおり訂正いたします。

[正誤表]

訂正箇所	正	誤
66 頁 2 の 2 行目	租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第十項	租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第十一項
71 頁 10 の 1 行目から 6 行目まで	10 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。	10 法第三百二十一条の八第四十二項に規定する特定法人である内国法人は、第一項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市（町・村）民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第四十二項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第十二項において「申告書記載事項」という。）を、法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第十二項において「機構」という。）を経由して行う方法により市（町・村）長に提供することにより、行わなければならない。

訂正箇所	正	誤
72 頁 13 の 1 行目から 8 行目まで	<p>13 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の十五日前までに、これを市（町・村）長に提出しなければならない。</p>	<p>13 第十項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市（町・村）長の承認を受けたときは、当該市（町・村）長が指定する期間内に行う同項の申告については、前三項の規定は、適用しない。法人税法第七十五条の四第二項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第十項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市（町・村）長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</p>